

事務連絡
令和3年6月17日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

換気の徹底の再周知について

厚生労働省で作成した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るリーフレットにつきましては、貴管内の特定建築物所有者等に対し当該リーフレットを配布いただく等により、建築物環境衛生管理基準の遵守(特に換気の重要性)について周知いただいているところです。

今般、令和3年6月16日に開催された、第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において「二酸化炭素濃度測定器を利用した換気の徹底」が示されたことから、改めて、特定建築物所有者等が建築物環境衛生管理基準に従い、当該特定建築物を維持管理するよう、適切な御対応をお願いします。

なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく二酸化炭素濃度測定とは別に、別添1に二酸化炭素濃度測定器の使用にあたっての留意点をとりまとめしております。別添2の「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」と併せて、特定建築物所有者等に参考として周知いただきますよう、よろしくお願いします。